

## EU環境規制 WEEE指令/RoHS指令 廃電気電子機器リサイクルと有害物質使用規制

環境技術センター 村上 雅志

### 1 はじめに

WEEE指令及びRoHS指令は2000年6月にEU委員会より提案され、EU理事会、議会でのやりとりを経て2003年2月13日に公布されました。両指令は急増する廃電気電子機器に対応するため、この発生を予防し、再使用、リサイクル、回収を促進することにより環境パフォーマンスの向上を図ること、また有害な廃棄物の発生を抑制するための電気電子機器への特定有害物質の使用制限が目的です。各加盟国は公布1年半後の2004.8.13までに国内法の整備を行うことになっています。

EU法令の体系は表1に示すような5段階に区分されますが、「指令」は各国内法の制定、改正が一定期間内に行われ、ある程度の裁量権が各国に与えられています。両指令は準拠するアムステルダム条約の違いにより、自由裁量権の範囲に違いがあります。WEEE指令は175条に準拠しており、加盟国の裁量で国情に合わせた政策の選択が可能です。RoHS指令は欧州域内の統一市場での製品の自由流通の保証を目的とする95条に準拠しており、自由裁量権はなく使用禁止物質を加盟国がバラバラに制定することはできません。

### 2 WEEE指令の概要

WEEE指令 (Directive 2002/96/EC on the Waste Electrical and Electronic Equipment; 廃電気電子機器リサイクル指令) は廃電気電子機器の発生を予防することに加えて再使用、リサイクル、回収を目的としています。対象となる電気電子機器は付属書に規定され、表2に示す10のカテゴリーが指定されています。

本指令では製品のデザイン、分別回収、処理、再生、費用負担、情報公開について規定されています。製品の設計におい

表1 EUの法体系

規則 (Regulation)	加盟国に直接適用される。国内法と同じ拘束力。
指令 (Directive)	加盟国は指令に対応して自国の法律を制定、改正、廃止手続き後に拘束力を有する。
決定 (Decision)	対象範囲 (加盟国、企業、個人等) を特定して具体的な行為の実施あるいは廃止等を直接的に拘束。
勧告 (Recommendation)	加盟国、企業、個人等に一定の行為の実施を期待することをEU委員会が表明するもの。拘束力なし。
意見 (Opinion)	特定のテーマについてのEU委員会の意思表明。拘束力なし。

ては再使用、リサイクルを考慮すること、分別回収では一般家庭から無料で廃電気電子機器を分別回収するシステムを2005年8月13日迄に構築し、2006年12月31日までに少なくとも4kg/年・人の廃電気電子機器を分別回収すること、回収量の新しい目標を2008年12月31日までに確立することが要求されています。処理については付属書に規定されるものと液体については廃電気電子機器とは別の処理をすること、再生については製造者が再生システムを構築すること、各カテゴリー別に50～80%の再生率、リサイクル率の目標が決められています。費用負担については2005年8月13日迄にシステムを構築し、それ以降の上市製品については製造者が負担することになっていますが、「historical waste」と呼ばれるそれ以前に上市された製品も現存するすべての製造者が市場シェアに従って共同負担となっています。

### 3 RoHS指令の概要

RoHS指令 (Directive 2002/95/EC on the Restriction of the use of certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment; 電気電子機器の有害物質使用制限指令) により、各加盟国は表2に示す8カテゴリーの電気電子機器で2006年7月1日以降に新たに上市されるものについて鉛、カドミウム、水銀、六価クロム、臭素系難燃剤2種

(ポリ臭化ビフェニル; PBBおよびポリ臭化ジフェニルエーテル; PBDE) の6物質を含有しないことを確実にすること (代替物質に置き換えること) が求められています。なお、現在各加盟国で有効な規制は本指令が適用される2006年7月1日迄は維持されます。また、物質が追加される場合には必要な科学的データをもとに欧州議会と理事会で決定されることになっています。

ただし、技術的に代替不能であるものについては適用除外されるものが付属書に示されています。一例として蛍光灯に使われる水銀で一定量 (例えば5mg/ランプ) を超えないもの、CRTや蛍光管の鉛ガラス、含有量85%以上の高温鉛はんだ、吸収型冷蔵庫のカーボンスチール冷却システムの防錆材としての六価クロム等があげられていますが、今後の技術の進歩を考慮し、4年毎に見直しが行われることになっています。

### 4 おわりに

今回紹介したWEEE指令及びRoHS指令に関連して国内でもグリーン調達と呼ばれる取組が盛んになっており、電子情報技術産業協会、日本化学工業協会など各業界団体でもガイドライン等の策定がすすんでいます。また、中国、韓国、アメリカでもRoHS指令に影響された規制の検討が進んでいるという話も聞かれます。このように欧州域外へも影響を与えているEUの環境規制の動向には今後も注視しておく必要があります。

参考ホームページ  
WEEEページ [http://www.europa.eu.int/comm/environment/waste/weee\\_index.htm](http://www.europa.eu.int/comm/environment/waste/weee_index.htm)



村上 雅志  
(むらかみ まさし)  
環境技術センター

表2 WEEE指令及びRoHS指令の対象となるカテゴリー、製品

付属書IA; カテゴリー	付属書IB; 製品リスト	WEEE	RoHS
1 大型家庭用電気製品	冷蔵庫、洗濯機、エアコン、電子レンジ、電気ストーブ等		
2 小型家庭用電気製品	掃除機、アイロン、時計、はかり、トースター等		
3 ITおよび通信機器	パソコン、プリンター、電話、コピー機等		
4 民生用機器	テレビ、ラジオ、ビデオカメラ、楽器等		
5 照明装置	蛍光灯、低圧ナトリウム灯、高圧放電ランプ等		
6 電動工具	ドリル、旋盤、溶接工具、噴霧器等		
7 玩具、娯楽・スポーツ用機器	ビデオゲーム等		
8 医療用機器	放射線療養機器		-
9 監視および制御機器	はかり、監視測定器、サーモスタット等		-
10 自動販売機	自動販売機 (温・冷飲料、お金等)		